

連合福島 2025 秋季生活闘争方針

I. 取巻く情勢と課題

1. 国内と県内情勢

2025 年の日本経済は、賃上げの広がりや物価上昇が拮抗する中で、回復の兆しと課題が入り混じる状況にある。今次春闘では高水準の賃上げが実現し、可処分所得が増加したこともあって、個人消費は一時的に活性化した。総務省の家計調査によると、5 月の家計支出は前年同月比で 4.7% 増となっている。しかし、食品価格の高騰や米国による追加関税などの下押し要因があり、消費の持続性には依然として注意が必要である。

設備投資は堅調で、2025 年 4～6 月期の資本支出は前年同期比で 7.6% 増加した。他方、製造業の収益は海外経済の減速や関税負担で圧迫されており、業種によって明暗が分かれている。物価動向では、東京の 8 月コア CPI（生鮮食品・エネルギー除く）が前年同月比 3.0% 上昇と高止まりしており、賃金上昇を上回るインフレ圧力が家計に影響を及ぼしている。

政府は 8 月の月例経済報告で「景気は緩やかに回復している」との判断を据え置いたが、米国の金融引き締めや中国経済の停滞、円安による輸入コスト増などのリスクを警戒している。日本銀行は政策金利を 0.5% に引き上げつつ、賃金と物価の好循環の維持を目指す姿勢を示している。国際通貨基金（IMF）も、日本経済は 2% の物価安定目標を維持できる可能性があると評価する一方、外的リスクには脆弱であると指摘している。

中小企業の動向を見ると、業況判断 DI は全体的に上昇傾向を維持している。製造業だけでなくサービス業や小売業にも改善が見られ、価格転嫁も一定程度進んでいると考えられる。ただし、エネルギー価格の高止まりや人材確保の難しさは依然として課題であり、収益構造の改善は途上である。飲食業はコロナ前の水準を上回る回復を見せているが、コスト増と人手不足が成長の足かせになっている。

福島県経済は全体として足踏み状態にある。個人消費は緩やかに回復しているものの、住宅投資は減少傾向である。設備投資は新型コロナウイルス感染症の影響で先送りされた案件や能力増強投資が再開され、持ち直しの兆しがある。鉱工業生産は世界的な需要低迷の影響で横ばいだが、雇用・所得環境は改善している。福島県内企業の 2025 年度業績見通しでは、「増収増益」と回答した割合が 16.8% と 2 年連続で増加した。個人消費の回復がプラス要因となる一方、人手不足や原油・素材価格高騰が懸念材料である。県内景気 DI は 39.9 と低水準で、消費・生産の力強さはまだ限定的である。

こうした中で、連合福島は「人への投資」を掲げた春季生活闘争を展開し、高い賃上げを実現した。2025 年も、この流れを秋季生活闘争へと確実に波及させ、地域経済の持続的回復を支えることが求められている。

Ⅱ．闘争体制の確立

1．連合福島「2025 秋季生活闘争推進本部」の設置

- (1) 設置目的 連合福島 2025 秋季生活闘争の「取り組み課題」を具体的に推進するため。
- (2) 設置時期 連合福島第 13 回執行委員会(2025. 10. 2)で設置する。
- (3) 役員構成

本 部 長	(連合福島会長)
本 部 長 代 行	(連合福島会長代行)
副本部長	(連合福島副会長)
事務局長	(連合福島事務局長)
事務局次長	(連合福島副事務局長)
本 部 員	(連合福島執行委員)

2．地区連合「2025 秋季生活闘争推進本部」の設置

- (1) 設置目的 連合福島 2025 秋季生活闘争の「取り組み課題」を地区において具体的に推進するため。
- (2) 設置時期 10 月の各地区連合幹事会において設置。
- (3) 役員構成 連合福島推進本部に準ずる。

Ⅲ．取り組み課題

1．連合福島の課題と方針

- (1) 賃上げの流れを継続し地域全体の広がりをめざす
2025 秋闘は春闘の賃上げの波及効果の地域全体の広がりを目指すことで、「すべての労働者の賃金底上げ・底支え」や「規模間格差・雇用形態間格差」など、あらゆる格差の是正をはかる。
- (2) すべての働く者の底上げ・底支えの取り組み
すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」をはかる観点からも、中期的には「一般労働者の賃金中央値の 6 割」という目標を念頭に、福島県最低賃金 1,130 円以上（連合リビングウェイジ）の早期実現に向けて取り組む。また、特定最低賃金に関しては「健全な産業の発展」、「公正競争の適正化」の観点から優位性を持った水準に引き上げる。

2．連合福島としての運動の基軸

連合福島の課題のもと、連合福島、各構成組織、地域・地区連合が一体となり以下の取り組みを進める。

- ① 連合アクション行動を通じた世論喚起
- ② 「なんでも労働相談・組合づくり応援ダイヤル」強化期間の設定と対応
- ③ 価格転嫁への対応
- ④ 公務員の賃金確定や公務員制度改革に向けた取り組み
- ⑤ 年末一時金闘争の取り組み
- ⑥ 労働関連法に関する取り組み
- ⑦ 福島県最低賃金の周知と特定最低賃金の引き上げの取り組み

- ⑧ 2026 春季生活闘争に向けた準備と、さらなる強化に向けた取り組み
- ⑨ 広報活動の取り組み（マスコミとの連携）

IV. 具体的な取り組み

1. 連合アクション行動取り組みの継続・強化

雇用状況の悪化、非正規労働者を中心とした解雇・雇止め問題や秋闘における一時金闘争等を広く地域社会・勤労市民への共感・共鳴の輪を拡げるため年3回実施する。

2. 「なんでも労働相談・組合づくり応援ダイヤル」の強化期間の設定について

長時間労働問題を軸に、最低賃金改定周知、雇用、権利擁護、労働条件などの相談に応じるための「なんでも労働相談ダイヤル・組合づくり応援ダイヤル」を連合福島・組織センターとの連携により設定する。

3. 公務員の賃金確定や公務員制度改革に向けた取り組み

人事院は2025年8月7日、政府ならびに国会に対して、2025年の国家公務員給与改定について、月例給を15,014円（3.62%）引き上げ、一時金の支給月数を年間4.65月（昨年比0.05月増）とすることを勧告した。俸給表については、大卒初任給を12,000円、高卒初任給を12,300円引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、俸給表全体を引き上げた。4年連続となる、3%を超える月例給の引き上げ率は、2025春闘における民間組合の懸命な交渉の成果を反映したものであり、組合員の期待に一定応える内容といえる。

今後は、すべての働く者へ賃上げの流れを波及させるべく、早期に勧告どおり給与改定を実施させていく必要がある。また、各自治体単組においては、人事院勧告および10月上旬に予定されている県人事委員会勧告を踏まえ、賃金水準引上げをはじめ、諸要求前進に向けた労使交渉が本格化する。

連合福島は、労働者全体の底上げの観点で、公務労働者の賃金闘争のヤマ場に向け、連帯して取り組みを支援する。併せて、人事院勧告・県人事委員会勧告は、あくまで労働基本権制約の代償措置であり、公務員の労働基本権の回復と自律的労使関係制度の早期の確立が求められることから、関係する組織と連携し、民主的な公務員制度改革の実現をめざしていく。

4. 年末一時金闘争の取り組み

一時金は、組合員の生活給として年収確保の観点も含め水準の向上・確保をはかることとする。また、業績悪化から例年は秋闘を実施しない組合でも一時金の交渉をする場合が想定される。このことから、年末一時金に取り組む構成組織・加盟組織から支援要請があった場合、連合福島・地区連合推進本部が一体となり、必要な支援行動をとる。あわせて、有期・短時間・契約等で働く労働者についても、均等待遇・均衡待遇の観点から対応をはかることとする。

5. 労働関連法に関する取り組み

人口減少が加速する日本は、構造的に生産年齢人口も減少が加速している。日本全体の生産性を高め、「人材の確保・定着」と「人材育成」につなげていくためには、職場の基盤整備が重要である。

したがって、豊かな生活時間とあるべき労働時間の確保、すべての労働者の雇用安定、均等・均衡待遇実現、人材育成と教育訓練の充実など、「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善に向けて総体的な検討と協議を行う。

また、企業規模によって法令の施行時期や適用猶予期間の有無・適用除外となるか否かが異なるが、働き方も含めた取引の適正化の観点も踏まえ、取り組みの濃淡や負担感の偏在が生じないように、すべての構成組織・組合が同時に取り組むこととする。

(1) 長時間労働の是正

(2) すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み

雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」であることを踏まえ、雇用形態にかかわらず、すべての労働者の雇用の安定に向けて取り組む。

(3) 職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み

同一労働同一賃金に関する法規定の職場への周知徹底をはかるとともに、労働組合への加入の有無を問わず、有期・短時間・派遣労働者の均等・均衡待遇実現に向け取り組む。

無期転換労働者のうち短時間労働者についてはパート有期法に関する取り組みを徹底する。フルタイム無期転換労働者については均等・均衡待遇実現のため法の趣旨にもとづき短時間労働者と同様の取り組みを進める。

(4) 人材育成と教育訓練の充実

教育訓練は、労働者の技術・技能の向上やキャリア形成に資することはもちろん、企業の持続的な発展にも資する重要な取り組みである。教育訓練は、企業が主体的に推進すべきものであるが、その内容等については事前に労使で協議を行う。特に非正規雇用で働く者や障がいを持つ者の雇用安定や処遇改善に向けては、能力開発をはじめとする人材育成・教育訓練の充実が欠かせない。

また、職場を取り巻く様々な状況を踏まえ、人材育成方針の明確化や教育訓練機会の確保・充実、教育訓練休暇制度の創設など、教育訓練を受けやすい環境整備、習得した能力を発揮する機会の確保を行うとともに、各種助成金の活用も含め、雇用形態にかかわらず、広く「人への投資」につながるよう労使で協議する。

(5) 60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み

働くことを希望する高齢期の労働者が、年齢にかかわらず安定的に働ける社会の構築に向けて環境を整備していく必要がある。

60歳以降も、希望者全員がやりがいを持ち、健康で安心して働くことができる環境整備に取り組む。

なお、高年齢者雇用継続給付の給付率が2025年4月1日に現行の15%から10%に引き下げられたことを踏まえ、雇用継続に向けた計画的な対応を検討する。

(6) テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み

テレワークの導入あるいは制度改定にあたっては、次の考え方をもとに取り組みを行う。なお、テレワークに適さない業種や職種に従事する労働者については、環境整備、労働時間管理、健康確保措置など、適切な措置を講じるものとする。

(7) 障がい者雇用に関する取り組み

障害者雇用率制度のあり方や、障害者雇用における環境整備などを含む「障害者雇用の促進に向けた連合の考え方」にもとづき、以下に取り組む。

(8) 中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備

(9) 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み

(10) 治療と仕事の両立の推進に関する取り組み

6. ジェンダー平等・多様性の推進

多様性が尊重される社会の実現に向けて、性別をはじめ年齢、国籍、障がいの有無、就労形態など、様々な違いを持った人々がお互いを認め合い、やりがいをもって、ともに働き続けられる職場を実現するため、格差を是正するとともに、あらゆるハラスメント対策や差別禁止に取り組む。

また、ジェンダー・バイアス（無意識を含む性差別的な偏見）や固定的性別役割分担意識を払拭し、仕事と生活の調和をはかるため、すべての労働者が両立支援制度を利用できる環境整備に向けて、連合のガイドラインや考え方・方針を活用するなどして取り組みを進める。

(1) 女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動

女性活躍推進法および男女雇用機会均等法について、連合のガイドラインにもとづき、周知徹底とあわせて、法違反がないかなどの点検活動を行う。また、労使交渉・協議では、可能な限り実証的なデータにもとづく根拠を示し、以下の項目について改善を求める。

(2) あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み

職場のハラスメントの現状を把握するとともに、カスタマー・ハラスメントや就活生などに対するハラスメントを含むあらゆるハラスメント対策や差別禁止の取り組みを進める。

その上で、労働協約や就業規則が定めるハラスメントや差別に関する規定やガイドラインを確認し、その内容が法を上回る禁止規定となるようさらなる取り組みを進める。

(3) 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備

改正育児・介護休業法について、周知徹底とあわせて改正内容が実施されているかなどの点検活動を行うとともに、連合の方針等にもとづき、以下の課題について取り組みを進める。

(4) 次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進

7. 福島県最低賃金の周知と、特定最低賃金引き上げへの取り組み

県最低賃金周知・なんでも労働相談ダイヤルチラシを発行し、県民に改正された最低賃金を周知する。また、特定最低賃金専門部会審議にあたっては、企業内最低賃金のほかに各産業における実態賃金やパート労働者の賃金・高卒初任給などの絶対水準を重視し、例年どおり地域別最低賃金の上げ幅を意識して、可能な限りの引上げをめざす。

8. 2026 春季生活闘争の準備とさらなる強化に向けた取り組み

(1) 第1回組織センター委員会

① 日 時 2025 年 11 月 26 日（水）

② 場 所 福島市 ラコパふくしま 5階 会議室

③ 内 容 2026 春季生活闘争中小共闘方針の素案づくり、他

(2) 地域ミニマムデータの収集について

地域ミニマム運動は、地域の低賃金の底上げ、格差是正などを解消するため「これ以下では働かせない」取り組みとなる。近年、能力成果主義賃金の浸透により個々の格差は広がっている。中央と地方の格差、規模間格差、男女間格差など、地域ミニマムの実態把握とデータの活用を共有化により是正をはかり、実効性のある取り組みとする。

9. 広報活動の取り組み

- (1) 教宣資料を作成・配布するとともに、地場・中小組合を中心に必要に応じて感染症の影響を考慮しつつオルグを実施する。
- (2) 福島県最低賃金の周知及び「なんでも労働相談ダイヤル・組合づくり応援ダイヤル」に関する周知する。